

ほろにか

平成29年6月22日
全国卸売酒販組合中央会

「今回こそ、最後に」

関東信越支部 山岸 義弘

平成28年5月27日に酒税法等改正され、翌6月3日に公布され一年以内の実施となった。

今回の改正は「街の酒屋さんを守る国会議員の会」の議員立法である。本年3月31日には「酒類の公正な取引に関する基準」が新たに策定され、この基準を含む一部改正は、6月1日より施行された。平成15年9月の一般酒類小売業免許の大幅な緩和があり、その後多くの卸小売を問わず酒類販売店が廃業を余儀なくされた。業界内では「今更、遅すぎるよ」との声も聞こえてくる。確かに頷けるところもあるが、これを「まさしく最後のチャンス」と捉えて、業界全体一致団結して、長年の課題であった公正な取引環境の整備に向かって、真摯に取り組むことが求められている。

過去、「最後のチャンス」と言われて取り組んだことが数回あったと記憶している。その都度結末は破られて現在まで、厳しい経営環境の状況が続いているのが実態である。

毎年行われていた、千数百場を超える酒類の取引状況等実態調査の実施状況の報告においても、指針のルールに則していない取引が認められた場数が、ほぼ97～99%占めていたのが今までの実態である。

法改正により、従来の指導から、最終的には免許の取消しをも含む、「指示」「公表」「命令」になった。基準に則していない取引が認められる場合は、法律違反となる。この法改正は、衆議院では全会一致、参議院では反対1名で可決したと聞いている。立法府の強固な意志の表明として、受け取らざるを得ない。

幸い現在のところ、卸から酒販店へ、酒販店から飲食店への価格改定交渉、また酒販店頭の販売価格は、一部遅れや法解釈の温度差が散見されるが、概ね改正法の趣旨に沿った活動が行われていると感じている。

従来はこの酒類業界の自浄努力では、酒類の取引の安定化を図ることができなかった、大いに恥ずべきことであり反省すべきである。法改正に頼らざるを得ない他力本願的ではあるが、これを「最後の最後のチャンス」と肝に銘じ、同法改正の趣旨、基準の内容を十二分に理解して、業界一丸となって「健全な酒類業界」に向け、真摯に取り組むことが喫緊の最重要課題である。ちなみに、私が理事長を務める埼玉県卸売酒販組合では、5月22日の総会の場で「酒類の公正な取引推進宣言」を行った。

小生が、県卸組合の会合に出席しだした30数年前、当時の埼玉県卸売酒販組合の新田理事長が、「組合員の皆さん、安売り競争をするよりも、社員の給料を上げる競争をしましょうよ。」とおっしゃった言葉が今も懐かしく思い出される。